

平成 1 4 年 1 1 月 8 日

法務省入国管理局総務課難民認定室長 殿

難民認定室認定係長 丸岡 敬

トルコ共和国におけるクルド系トルコ人の現状等について

本年 9 月、トルコ共和国において、当局局付亀卦川健一とともに、同国政府関係機関職員と面会し、同国におけるクルド系トルコ人の現状等について意見交換を行い、資料を入手したので、その概要について、以下のとおり報告します。

記

1 法務省国際法・国際関係局

日 時：9 月 2 日（月） 1 1：0 0～1 2：3 0

先 方：[REDACTED]

議 題：司法制度

- ・ トルコ共和国憲法上、すべてのトルコ国民は平等であり、トルコ国民のみならず外国人も憲法上の諸権利を享有しうる。
- ・ トルコには、現在人種差別や民族差別の問題は存在しないが、経済格差に基づく社会問題は厳然と存在しており、長年にわたるテロ活動及び鎮圧の過程で、元々貧しかった南東部地域の経済状態は更に悪化した。そのような中で、南東部の経済状態を改善しようと生まれたのが GAP プロジェクト^{*1}である。

*1 トルコ語で、アナトリア南東部プロジェクト、を意味する言葉の頭文字をとった GAP プロジェクトは、トルコでは最大の開発プロジェクトであり、また世界的にも、この種のプロジェクトとしては最大規模のものの一つといえる。

多岐にわたる業種が結集しているこのプロジェクトは、水利庁（DSI）による灌漑や水力発電等を中心とした 13 の事業から構成されており、ティグリス川、ユーフラテス川、またそれらの支流に、22 のダムと 19 の水力発電所の建設が計画されている。このプロジェクトが完成すれば、170 万ヘクタール（ha）の土地が灌漑され、7500 メガワット（MW）の出力能力を持った設備により、毎年 270 億キロワット時（kWh）の電力が発電されることになる。灌漑や水力発電事業の他にも、関連するあらゆる部門（工業、運輸、鉱業、電気通信、保健、教育、観光、インフラ整備等）の事業も計画されており、同プロジェクトは、今や世界でもまれに見るほど画期的な地域開発プロジェクトといえる。

同プロジェクトが開発地域の農業や工業の生産能力に及ぼす効果によって、同地域の所得水準は3倍に上昇し、また、同地域の住民のうち330万人（2005年には同地域の住民は900万人を超えると見込まれている）に新たな雇用を創出することになるものと考えられている（在京トルコ大使館HPから抜粋）。

- ・ 1980年代後半、テロ取締りを逃れたPKK関係者のクルド人が欧州に行き難民認定された。その後、一般のクルド人が次々と欧州に行き、難民認定を受けるなどしたが、その大半は、テロリスト・テロ支援者ではなく、単に経済目的で向かった出稼ぎ者であるとみている。クルド人であることを理由に難民申請する者が日本で増えているのだとすれば、今、正にそうした者が日本を目指しているのではないか。
- ・ PKKはテロ組織そのものであり、欧州及び米国でも、現在では、そのように認定されており、PKK関連者は難民とは見なされていない。
- ・ PKK関連者は国内では治安裁判所で裁かれることになるが、治安裁判所は単にPKK関連者のみならず全てのテロ関係事件を管轄することになっている。治安裁判所は全国8カ所に設置されており、裁判官は全て文民（非軍人）で、任期は3年である。第一審として機能しており、最高裁判所に上訴することが可能である。
- ・ 単なるテロ支援者が取締りの対象となるか否かに関しては、故意的に支援行為を行ったか否かがポイントになる。例えば、強要されて食料を提供したような場合には刑罰の適用はない。つまり、PKKを支援するんだという、明確な意思が必要である。なお、この場合には、テロ支援法に加えて刑法169条*2が適用される。

*2 別添参照

また、例えばPKKに1回食料を援助した場合などは、一般的には、あくまでも故意が認められるか否かがポイントであるが、その程度で刑罰が適用された事例はない。

刑罰が適用された代表的な事例としては、アジトを提供した、武器や食料を大量に提供した、といった場合である。

なお、2002年8月31日までは、懺悔法により、かかるテロ幫助・隠匿罪等の容疑者、服役者は、罪状の軽重に照らし、減刑、釈放等の対象となっていた。

- ・ 他国で難民認定申請したことのみをもって帰国後処罰される可能性に関しては、そのような行為を処罰するための根拠規定はなく、絶対にあり得ない。トルコ国民である以上、どのような事情があれ、帰国の権利が保障されており、憲法23条に「トルコ国民は国外追放されず、本国に入国する権利を奪われない」と規定されるとおり、国家として保護するのは当たり前のことである。
- ・ 刑事裁判における立証責任は検察官、つまり、国側にある。
- ・ 自白のみで有罪にできるかに関しては、「証拠なくして罪なし」が大原則であり、自白証言のみで有罪判決を下すことはできない。
- ・ トルコ共和国には国家賠償制度があり、個人は、民事裁判所と行政裁判所の

どちらか一方に訴えを起こすことができる。また、現在、犯罪被害者への救済制度が検討されている。

2 内務省戸籍・国籍局

日時：9月3日（火）10：00～12：00

先方：[REDACTED]

議題：戸籍制度

- ・ 戸籍制度の趣旨・目的は、すべてのトルコ国民の出生、結婚、移動、死亡の事実を把握することであり、これらの情報を管理・運営しているのが内務省戸籍・国籍局である。その地方レベルの下部組織として、県庁及び郡庁にそれぞれ戸籍局が置かれている。
- ・ 戸籍に基づき身分証明書が発行される。身分証明書の有効期間は10年である。男性用と女性用とで色が異なるが、それ以外の差異はなく、身分証明書はこの2種類のみである。民族によって証明書の様式が異なるなどといったことはなく、身分証明書を見てもその人が何民族か分からない。
- ・ トルコ共和国は法治国家であると同時に民主国家であり、すべての人々の基本的人権を尊重している。憲法上も実務上も国籍・民族による差別はなく、特定の民族（例えばクルド系トルコ人）に対して戸籍上に赤い線を引いて差別的な取扱いをするなどということは絶対にならない。トルコ共和国は、ケマル・アタチュルクが唱えたスローガン「内に平和を、外に平和を」を確実に実行している。
- ・ すべてのトルコ国民は平等であり、特定の民族出身の者に特定の月日を割り振る（例えばクルド系トルコ人については出生年月日を1月1日として意図的に正確な生年月日を記載しない）などということはない。あくまでも届け出たとおりに記載される。また、そもそも誰がクルド系であるかなど外見から識別できるものではなく、本人が自ら言い出さない限り誰も分からない。
- ・ 兵役に関する事項は軍の管轄であり、戸籍を始めとする内務省の資料にこれらに関する事項が記載されることはない。そもそも軍から内務省に情報が提供されることもない。唯一この関連で内務省戸籍・国籍局が行っている事務は、戸籍に掲載されている者が20歳になったときにその事実を軍に通報することである。
- ・ 戸籍には兵役拒否者や犯罪者であることなどは記載されない。*3身分証明書はあくまでも戸籍上の記載事項をそのまま転記しただけのものであるから、身分証明書にもそのような記載がなされることはない。

トルコ共和国においては、20歳以上の男性に兵役が課されるが、これはトルコ国民に等しく与えられた義務である。中には兵役を拒否する者もいるが、それらの多くは、国外に脱出している。政府としては、その事実が判明すれば本人に対して文書を発出して兵役義務を全うするように勧告しているが、中に

は兵役を逃れんがために国籍離脱を申し出る者もいる。このような理由での申出は通常認められない。

- * 3 我が国におけるクルド系トルコ人難民認定申請者の申立てによれば、警察から手配を受けた旨の記載が戸籍（原本下部の備考欄のスペース）になされるとのことであったが、トルコ政府に確認したところ、そのような記載をすることはあり得ず、当該部分は、本来、婚姻等身分事項の変遷の詳細を記入する欄であり、したがって、警察に手配されている旨の記載がある戸籍謄本は明らかに偽造されたものである、とのことであった。

資料

① 戸籍及び身分証明書原本

3 首相府人権委員会

日 時：9月3日（火）15：00～16：00

先 方：[REDACTED]

議 題：人権問題

- ・ ドイツでは約25万人ものクルド人が難民として認められていると聞いているが、これらの中にはテロ組織であるPKKの手引きにより入国している者もあり、PKKは1人当たり約3,000～5,000ドルで「人の密輸」を請け負っているとされている。
つまり、経済目的の偽装難民が欧州に流入し問題となっているが、これ自体がPKKの資金源となっている。ドイツの裁判所の判決の中には、PKKが人の密輸をやっているとはっきり認定しているものもある。
- ・ トルコ共和国は50以上の民族で成り立っているが、民族を理由とした差別は一切ない。確かにかつてPKKを鎮圧する過程で人権上問題になる行為があった可能性は否定しないが、何らかの被害を被った人々に対しては国家が賠償している。
- ・ クルド語の音楽を演奏することやカセットを販売することを禁止する法律は1991年の憲法改正により撤廃している。2002年8月3日の憲法改正により、クルド語による私教育も認められるようになり、現在、国家教育省が詳細に関する条例を公布しようとしているところである。アンカラ大学においては、（かつては禁止されていた）クルド学（クルドロジー）を復活させようとの議論もある。
- ・ クルド民族であると外形的に区別することは不可能であり、閣僚や軍幹部の中にも相当数クルド系がいるとされているが、多すぎて統計の取りようがない。オザル大統領もクルド系だった。

- * 4 経済官僚出身で、軍事政権下の1982年に新憲法が制定され一院制が復活して民政移管が行われて後、財界と結びついた中道政党である祖国党（ANAP）を率いて首相として政権に就いた（1989年に大統領に就任）。この時代は、経済発展の時代であると共に PKK によるゲ

リラ活動が活発化し、トルコ南東部が荒廃し始めた時期でもあった。

1980年代後半になるとオザル政権の経済政策に対する反動が急激で持続的なインフレという形で噴出し、祖国党は国民の信認を失った。湾岸戦争後の1991年の総選挙で祖国党は第2党に転落し、デミレル党首率いる正道党(DYP)が連立で政権を担当した。1994年4月死去。

- 一度でよいから日本の裁判官にトルコに来て現状を見てほしい。そうすれば、トルコにはいわゆるクルド問題も迫害も存在しないということが分かってもらえるはずである。

ドイツでは間違ったトルコ観が形成されていた。クルド人団体の主張に疑問を持ったドイツの司法関係者や政党関係者(緑の党)がトルコに視察に行こうとしたところ、ドイツのクルド人団体が必死で反対した。なぜなら、司法関係者等が真実のトルコの姿を見れば、クルド問題や迫害が根拠のないものであることが分かってしまうからである。こうした反対を押しつけてトルコに乗り込んだ緑の党代表が、意を決して、トルコ国会でカメル・ゲンチ国会副議長(注:正道党(DYP)所属、現在も同党に所属しており国会副議長を務める。)に南東部の視察を申し入れたところ、「いくらでもどうぞ、私もクルド人ですから。」と言われて呆気にとられたといったこともあった。

- 公権力を行使する者への教育は極めて重要であり、人権委員会としても力点を置いている。人権委員会は、公務員による人権侵害に対する申立てを直接受理し、人権救済を図るために設置された独立委員会である。

活動の柱は4つあり、1番目の柱は人権救済に携わる市民団体(NGO)の発展・支援である。下部組織として、全県及び郡に人権委員会が設置されており、職員数は11,500人に上る。うち約6,000人は公務員であり、残りは民間人である。民間人のうち約3,000人は組合や職能団体の出身であり、2,000人は完全な一般市民である。人権委員会では、60人のメンバーを厳選して定期的に人権レポートを作成している。この60人のうち44人は民間人であり、NGO、大学教授、人権協会のメンバーなどがいる。人権行政の公平性を期すため、例えば、政府に対して最も批判的なNGOとして知られる人権協会(注:クルド人等の人権擁護を主要活動とする)等のメンバーを組織の中に組み入れている。

2番目の柱は人権のモニタリングである。個人及び国際機関からの人権侵害に係る申立てを受理している。

3番目の柱は公務員教育である。過去約10回公務員を対象としたセミナーを開催しており、受講者の中には、県知事や警察幹部、ジャンダルマも含まれている。先日もディヤルバクル*5で全県知事を集めてセミナーを開催したところである。

*5 トルコ東南部最大の都市で、人口100万人のうち9割以上がクルド系トルコ人である推定されている。

過去に個人がトルコ政府を欧州人権裁判所等に提訴した案件が300件余りあるが、そのうち、トルコ政府が勝った案件は約40件、負けた案件は約26

0件である。300件のうち、拷問を理由とするものが約20件である。従来のトルコの法律では、公務員が政府の職務と関係なく個人的理由で暴行を加えても政府の責任とされてきたが、2002年4月に法改正を行い、公務員個人が拷問を行った場合、賠償金は国家ではなく当該公務員個人が支払うシステムに変更し、こういった不祥事を起こさないよう抑制するシステムを作った。

イスタンブールは、人口1,000万人のうち200万人がクルド系であると言われている。クルド難民を主張する者の大半はいわゆる経済難民であり、PKK等がこれら経済難民を欧州に送り出すために人の密輸を行っている。2002年8月3日に成立したEU加盟関連法の中に人の密輸の厳罰化が盛り込まれている。

- ・ 4番目の柱は監察官を各地方へ派遣して人権侵害を調査させることである。
- ・ クルド語教育の今後の方向性に関しては、2002年の法改正により、公教育以外の私塾においてクルド語が英語などと同じように学べるようになる見込まれている。

資料

① 人権委員会概要・英訳（抜粋）

● 「トルコにおける人権教育計画1998～2007」・英訳

4 外務省国際政治機関局

日時：9月3日（火）16：30～17：30

先方：[REDACTED]

議題：難民問題

- ・ 出稼ぎ目的のトルコ人が欧州で多数難民認定申請を行っている。日本政府（当方）から、日本においてもトルコ人の難民認定申請が増加していると聞いている。彼らの99%はこうした経済目的を有する者ではないか。また、残りの1%はPKKなどのテロ関連者の可能性が高い。つまり、本当の意味でのトルコ人難民など存在しないはずである。
- ・ かつて欧州において難民認定申請を行ったトルコ人の大半はPKK支援者であり、当時の欧州には、彼らを真の難民であると信じて支援する弁護士やNGOなど、彼らと提携する者もいた。また、相当数の者が難民として認定されている。しかしながら、PKKがテロリストであると認識されてその鎮圧がなされた後は、欧州諸国も慎重になってきており、現在では、大半の者が不認定となっている。そうした流れの中で欧州を敬遠して日本を目指す者が増えたものと考えられる。
- ・ 日本は今この問題に関して非常に重要な局面を迎えている。このままいくと、かつてのドイツと同じように単なる経済難民が真の難民であるという雰囲気が出来上がってしまい、経済難民に稼働場所を提供するだけに止まらず、迫害を

逃れて助けを求める真の難民の保護がおろそかになってしまう危険がある。

- 日本とトルコの政治的、経済的、地理的關係を考えれば、迫害の危険にさらされた者がわざわざ高い飛行機代を支払って、はるばる遠く離れた日本まで行って難民認定申請をする、この事実自体がそもそも疑わしい。トルコ人難民認定申請者をインタビューする際には、なぜ欧州ではなく日本を選んだのか、日本でなければならない理由は何なのか、本当は経済目的ではないのか、といった点を厳しく追及するべきである。とおり一遍の質問をしているだけでは彼らの真の姿は見抜けない。矛盾点を厳しく追及することが何よりも大切である。トルコにも中東から多くの難民申請者が来るが、まずその者が真実の難民かどうか見極めるために、その供述の矛盾などを徹底的に追及するようにしている。
- 在京トルコ大使館の活動に関しては、在日のクルド系トルコ人に対する監視活動（デモを行っているところを写真に撮って本国へ送る等）を行っている事実は一切ない。また、外国でデモを行ったトルコ人がそのことをもって帰国後に処罰されることはない。
- 外国において、クルド人のトルコ共和国からの分離・独立を訴えるなど、憲法の不可分一体性の精神に反するような行動をとった場合については、法律論的には、刑法312条*6の煽動罪の適用が問題となるが、その規定には「公共の安全に対する脅威となるような方法で」との前置きがついていることやそもそもそれらの行為を個別に特定することは困難であることからすると例えば日本でクルド人がクルドの分離・独立を訴えてデモを行ったとしても、この規定が適用されることはない。

*6 別添参照

5 警察庁テロ対策局

日時：9月4日（水）14：30～16：00

先方：[REDACTED]

議題：PKKについて

- PKKは、経済目的で欧州を目指す者たちの手引きをする、いわゆる人の密輸を行うとともに、自らの欧州における拠点作りも目指している。

欧州諸国はPKKが犯罪集団である事実を知りながら彼らに居場所を与えてしまい、結果的に国内治安が悪化した。このように初期の対応を誤ったために組織が肥大化し国内世論の一部を巻き込むようになってしまった。欧州諸国の中には、彼らと妥協して犯罪を犯さない代わりに居場所を与えるといった方針の国もある。このようにならないためには初期の段階で何が出来るかが重要である。

難民認定申請した者が、単なる経済難民ではないのか、テロ組織のメンバーではないのか、この2つの疑問を常に持たなければならない。どちらであるにしても、難民申請時には、自分はクルド人です、トルコでは権利が認められて

いません、助けて下さい、といったことをもっともらしく申し立てるものだ。

- P K Kはテロリストではなくレジスタンスであるとの主張もあるが、いくら看板を掛け替えても本質はテロリストである。日本においてP K Kが拠点を築こうとしていたとの情報もある。P K Kには、組織構成上、テロ（戦闘）部門と資金集めなどを担当するフロント（民間）部門の2つがある。日本進出を目論んでいたのはフロント部門の方で、日本において約1万ドルの資金を集めたが、拠点を築くには不十分であったために断念したとのことである。

- 日本政府（当方）から、日本において難民認定申請を行ったことが本国政府にばれれば帰国後に迫害を受けると旨主張するトルコ人がいると聞いているが、そのようなことは一切ない。

欧州においても同じような主張がなされており、それを真に受けて次々と難民認定してしまった。他国で難民認定申請を行ったことのみを理由として帰国後に処罰するということはない。ただ、テロ等の犯罪行為を行った者で逮捕状が出ている者については、帰国時に空港でチェックしてそのまま身柄を拘束することはある。

- 外国で偽造の逮捕状を示して難民認定申請を行った場合、トルコの法律では文書偽造の罪に問われるが、せいぜい罰金程度である。トルコ刑法には国外犯処罰に関する規定がある。また、文書偽造には時効の適用がある。トルコ国内のブローカーに頼んで偽造文書（逮捕状や判決文）を作ってもらい、それを持って外国で難民認定申請する者は、少なからず存在する。
- P K Kに食料を1回与えたような場合で、テロ支援者として処罰されたとの事例はない。
- テロ関連者であっても懺悔法に基づいて、正直に行った行為を反省して投降すれば減刑される。これまでに8,000人が申し込んで1,300人が減刑されている。
- 外国でP K K支援等を標榜するデモに参加した場合、トルコの法律では首謀者について煽動罪の対象になる可能性はあるが、同罪が適用されることは極めて稀である。参加しただけで何らかの処罰を受けたという事案はない。また、在日本のトルコ大使館にそういった監視活動をするような担当者は派遣されていない。基本的に行為を行った国の国内法において対応すべき問題である。
- 逮捕状の様式は統一されておらず、各地方の裁判所によって若干様式が異なっている。また、タイプライターの活字が裁判所によって異なるためその真贋を鑑定できる。
- 刑事手続と戸籍制度は完全に別物であり、逮捕状が発付されていることや警察から手配を受けていることが戸籍に記載されることは絶対にない。
- テロ対策法の援助罪で逮捕された者は法施行以降79人であり、軽微な者は逮捕されていない。
- ジャンダルマや特別警察等いわゆる治安機関の相互関係に関しては、警察が主として都市部で活動を行っているのに対して、ジャンダルマは主として（警察の手が回らない）農村部で活動を行っている。ジャンダルマとは、要するに

農村部における警察と理解してもらえばよい。両者は同じ内務省に属するものの別組織である。警察内部のテロ対策関連部署としては、情報収集担当部署、収集した情報に基づき作戦立案を担当するテロ対策局（当方面会先）、作戦を実行する特別チーム（米国のSWAT又は我が国のSATに類似）の3つがある（別添組織概要図参照）。

* 通訳の在トルコ日本大使館職員によれば、先般トルコ東南部で日本人が交通事故を起こした際に処理に当たったのもジャンダルマであり、また、高速道路近くに事務所を構えるなど、交通警察的機能も果たしており、いわゆる秘密警察のような性格は有していない、とのことであった。

資料

- ① 戸籍謄本写し（偽造，真正）
- ② トルコ警察パンフレット・英訳

6 警察庁外国人・入国管理及び国境警備局

日時：9月4日（水）16：00～17：00

先方：[REDACTED]

議題：旅券制度

- ・ 旅券の管轄は原則として警察庁であり、外交旅券のみが外務省の管轄になる。居住地の県警本部の旅券担当部署で身分証明書を提示して申請を行い、同じ場所で受領する。本籍地は関係ない。事務手続きを行うのは各県警であり、実質的にコントロールしているのは警察庁外国人・入国管理局及び国境警備局であるが、各県警は地方自治体である県庁の一つの部署であることから、発給名義人は県知事である。

従前、発給までに1週間から1月かかっていたが、最近通達を発出して可能な限り24時間以内で発給するように指示したところである。

発給情報はデータベース化されており、オンラインですべての県警で参照可能である。したがって二重申請も確実にチェックされるようになる。

費用は毎年閣議で決定されており、現行費用は、基本料金が30,000,000トルコリラ（約3,000円）で有効期間によって+αされる。6月有効の場合は+35,000,000トルコリラ（約3,500円）、3年有効の場合は+175,000,000トルコリラ（約17,500円）である。なお、今後は原則10年有効に一本化される予定である。

本人申請が原則であるが、疾病者や老人の場合は、それを疎明するものがあれば親族の代理申請が可能である。現行の旅券は子供を併記する形式だが、今後は子供に対しても旅券を発給する予定である。

- ・ 旅券発給が拒否されるのは、逮捕状が発付されている場合や裁判所から出国禁止命令が出されている場合、及び、内務省の判断で公安上の理由から手配されている場合である。なお、前科があるかどうかは関係ない。

これらは同時に出国禁止理由でもあり、旅券を取得した後にこれらに該当することとなった場合、出国しようとしても空港で出国が認められないことになる。これらの情報はコンピュータで一元管理されており、空港のコンピュータにもデータが提供されている。

- 特定の民族（例えばクルド系トルコ人）であることを理由として旅券発給が拒否されることはあり得ず、そもそも申請した者がクルド系であるかどうかなど本人から言い出さない限り分からない。
- 在外トルコ大使館での旅券更新申請時に旅券発給拒否事由に該当していることが判明した場合は、本国に請訓することになるが、基本的には、旅券の更新を認めず、帰国のための渡航証明書を交付することになる。何の問題もなく旅券の更新が認められた人物は少なくともトルコ政府から問題視されている人物ではないと言える。
- 旅券の偽変造事例も散見され、手口としては旅券発給拒否事由に該当するために発給を受けられない者がブローカーを通じて他人名義旅券の写真を貼り替えたものを購入するケースが多い。